

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

観光庁参事官室 御中

「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令案」  
に関する意見

2026 年 1 月 13 日

一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構

「特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令案」の  
起草のご努力に深く感謝申し上げます。

以下のとおり、一般社団法人日本観光・IR 事業研究機構の意見を提出いたします。

「国際観光の起爆剤である IR の 2, 3 か所目の整備を促進する観点から、今回の政令制定を  
歓迎します。複数の申請が行われることを期待します。」